

## 平成30年度 福岡県相談支援従事者初任者研修 募集要項

### 1 研修の目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施するもの

### 2 実施主体（福岡県相談支援従事者初任者研修事業指定研修事業者）

【後期】公益財団法人 総合健康推進財団

【前期】公益社団法人 福岡県社会福祉士会

### 3 研修日程

【後期日程】実施主体：公益財団法人 総合健康推進財団

日程			会場		
	1日目	8/30(木)	9:00 ～ 18:30 予定  ※詳細は受講 決定通知書にて ご確認下さい。	ウェルとばた（3階 大ホール） 住所：北九州市戸畑区汐井町 1-6	
	2日目	8/31(金)			
北九州 会場	3日目	9/13(木)		シティプラザ（北九州市立商工貿易会館 ・ホール） 住所：北九州市小倉北区古船場町 1-35	
	4日目	9/14(金)			
	5日目	10/26(金)			
福岡会場	3日目	9/26(水)	ももち浜SRPホール（ホール） 住所：福岡市早良区百道浜 2-1-22		
	4日目	9/27(木)			
	5日目	11/2(金)			
募集期間			平成30年6月1日(金)～7月13日(金) 17:00必着 ※先着順ではありません。		
受講決定			平成30年8月上旬頃通知予定		

※ 講義の都合上、時間が変更となる場合がございます。予めご了承くださいませよう  
お願い申し上げます。

【前期日程】実施主体：公益社団法人 福岡県社会福祉士会

日程			会場			
	1日目	5/31(木)	9:00 ～ 18:30 予定  ※詳細は受講 決定通知書にて ご確認下さい。	大野城まどかぴあ(大ホール) 住所:大野城市曙町2-3-1		
	2日目	6/1(金)				
北九州 会場	3日目	6/18(月)		3日目	北九州市立商工貿易会館 (多目的ホール) 北九州市小倉北区古船場 1-35	
	4日目	6/19(火)		4日目		
	5日目	7/19(木)		5日目	ウェルとばた(多目的ホール) 北九州市戸畑区汐井町 1-6	
福岡会場	3日目	7/3(火)	九州ビル(9F ホール) 住所:福岡市博多区博多駅南1-8-31			
	4日目	7/4(水)				
	5日目	8/17(金)				
募集期間			受付終了			

#### 4 研修内容（予定）

	内容
1日目	ケアマネジメント（概論）／障害者総合支援法等の概要／障害児者の地域生活支援
2日目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等における計画作成とサービス提供のプロセス／人権研修／相談支援における権利擁護と虐待防止／相談支援の基本姿勢
3日目	ケアマネジメントの実践
4日目	演習（Ⅰ）／演習（Ⅱ）／実習ガイダンス
5日目	演習まとめ／地域自立支援協議会の役割と活用

#### 5 募集定員

1、2日目	……………	700名
3～5日目（北九州会場）	……………	120名
3～5日目（福岡会場）	……………	120名

※ 受講者の都合により研修の受講決定を変更することはできません。

例：福岡県社会福祉士会主催の北九州日程で受講決定していたが、総合健康推進財団主催の北九州日程に変更するなど受付けません（研修実施主体が同じ場合も不可）。

#### 6 受講対象者（別紙2参照）

##### （1）相談支援専門員となる者

→ 様式1：全日程（5日間）、演習のみ（3～5日目のみ）

平成25年度以降に講義のみ（1、2日目のみ）を修了した者については、演習のみ（3～5日目のみ）の申し込みが可能です。受講証明書（コピー）を添付してください。

**※ 平成24年度以前に相談支援従事者初任者研修を受講し、相談支援従事者現任研修を平成29年度までに受講していない方は、相談支援専門員の要件を満たしていません。**

今後も相談支援専門員として従事するためには、初任者研修全日程（5日間）を再度受講する必要があります。尚、研修を修了するまで相談支援専門員として業務に従事できません。

##### （2）サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者となる者

→ 様式2：講義のみ（1、2日目のみ）

※ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になるために、講義のみ（1日目、2日目のみ）を受講される場合は、本研修を修了したことにはなりません。

**※ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者になるためには、相談支援従事者初任者研修（1日目、2日目）の修了と福岡県社会福祉士会が実施するサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修の受講が必要となりますので、本研修を受講し修了しても、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事できるとは限りません。**

7 受講料

全日程（5日間）	……………	27,000円
講義のみ（1、2日目のみ）	………	12,000円
演習のみ（3～5日目のみ）	………	15,000円

8 申し込み方法・申し込み先

下記住所へ**必ず郵送**にて申し込み下さい。（FAXやメールでは受理いたしません）

■ 公益財団法人 総合健康推進財団 九州支部 福岡県相談支援研修係  
〒862-0926 熊本県熊本市中央区保田窪1-10-38  
TEL：096-285-7010  
FAX：096-386-7127  
URL：<http://www.zaidan-kensyu.jp/>

9 応募に必要な書類 申込等は福岡県HP、総合健康推進財団HPに掲載しております

- 相談支援専門員として従事する方…【様式1】、【様式3】、【返信用封筒】（※様式3は任意提出）  
※ 演習のみ（3～5日目のみ）を受講希望の方は平成25年度以降の相談支援従事者初任者研修1日目、2日目の受講証明書のコピーの提出を必須とします。
- ※【様式3】平成30年度 福岡県相談支援従事者初任者研修の申し込みに係る実務経験の確認について（依頼）について
  - ・様式1を提出の者で従事予定地の市町村へ「実務経験確認書」を申請し交付された方は、【様式3】（コピー可）の提出をお願いします（交付されていない方は提出の必要はありません）。
  - ・相談支援専門員の資格要件については、参考資料1に示しておりますので、【様式3】を送付前に法人及び事業所の責任においてご確認ください。
  - ・従事予定地の市町村に実務経験確認書を依頼される場合、7月4日（水）までに各市町村担当課へ依頼してください。

※福岡市内の事業所に従事予定の方の「実務経験確認書」の交付について福岡市に依頼する場合は、返信先住所氏名を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封の上、郵送にてご提出ください。

提出締切：平成30年7月4日（水）必着

提出先：〒810-8620 中央区天神1丁目8-1

福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課相談支援係 宛て  
（封書左端に、「実務経験確認書の依頼」と朱書きすること。）

- サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事する方…【様式2】、【返信用封筒】
- 返信用封筒（申込様式にかかわらず、必ず同封をお願いします）  
公益財団法人総合健康推進財団の研修に申し込む際は、角2サイズ（A4用紙が折らずに入る大きさ）の返信用封筒に住所等を記入の上、120円切手を貼り、申込書と一緒に送ってください。尚、申込1名ごとに封筒1通が必要となります。

## 10 受講者の選定

### (1) 研修受講者の選定

募集定員を超えた場合は別紙1「相談支援従事者初任者研修の受講者選定に係る優先順位について」に基づき、福岡県と協議のうえ選定します。※先着順ではありません。

(2) 同一事業所より複数人申し込む場合は、必ず優先順位を申込書に記載してください。

(3) 全日程コース、演習のみコースの者は演習時に提示される事前課題の作成ができることを条件としています。

(4) 記入漏れ、記入不備がある場合は、選定できない場合がありますのでくれぐれもご注意ください

## 11 事前課題

全日程コース、演習のみコースは研修4日目に事前課題（アセスメント、サービス等利用計画案作成等）を提示します。5日目は作成した課題を基に研修を進行するため、事前課題の提出ができることを受講条件としています。事前課題の詳細につきましては、別紙4-1「事前課題について」および別紙4-2「事前課題の各様式」をご参照ください。作成方法等については、演習4日目「実習ガイダンス」で説明をおこないます。

## 12 受講証明書、修了証書

・講義のみ（1、2日目のみ）を修了した者には、研修事業者より受講証明書を交付します。

・全日程（5日間）及び演習のみ（3～5日目のみ）を修了した者には、研修事業者より修了証書を交付します。※全日程修了者への受講証明書の交付はございません。

## 13 特記事項

(1) 科目の免除はおこなわないものとします。

(2) 理由の如何にかかわらず、15分以上の遅刻や離席、退席をした場合は欠席とします。

(3) 修了証書または受講証明書は、全科目修了した者に交付します。

(4) 次の各号のいずれかに該当する者は、受講を取り消しますのでご注意ください。

### 1. 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者

（私語、居眠り、携帯電話やタブレット等の使用や、受講態度の悪い方）

### 2. 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者

3. 事前課題等、既定の提出物を期日までに提出しない者（詳細は研修4日目に説明）